

令和6年  
4月1日  
から

港区建築物低炭素化促進制度における

# 非住宅建築物の省エネ性能基準が変わります

港区では令和6年4月1日より「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき運用している「港区建築物低炭素化促進制度」の省エネ性能基準を引き上げます。

詳細は以下を御確認ください。

## 省エネ性能基準見直し3つのポイント

### 01 延床面積2,000㎡以上の非住宅建築物の省エネ性能基準を引き上げます

これまで延床面積の規模で省エネ性能基準を定めてきておりましたが、用途ごとに省エネ性能基準を定めます。

### 02 用途ごとに基準値が異なります

2,000㎡以上の非住宅建築物について、用途に応じて基準値の水準を強化します。

基準値の詳細は裏面へ

### 03 令和6年4月1日から適用します

適用日以降に計画書を提出する建築物について、引き上げ後の省エネ性能基準への適合が必要となります。

# 改正前後の基準値比較

改正前				
住宅/ 非住宅	用途	延床面積	省エネ性能基準【BEI】	
			義務	優秀水準
非住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	-	事務所等※1 →0.60以下 (ERR 40%以上)
		2,000㎡以上 10,000㎡以下	0.95以下 (ERR 5%以上)	
		10,000㎡超	0.90以下 (ERR 10%以上)	ホテル等※2 →0.70以下 (ERR 30%以上)
		10,000㎡超で 都市開発諸制度活用	0.78以下 (ERR 22%以上)	
住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	-	0.80以下 (ERR 20%以上) +強化外皮基準適合
		2,000㎡以上		



改正後				
住宅/ 非住宅	用途	延床面積	省エネ性能基準【BEI】	
			義務	優秀水準
非住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	(届出任意)	事務所等※1 →0.60以下 (ERR 40%以上)
住宅	-			ホテル等※2 →0.70以下 (ERR 30%以上)
非住宅	工場等	2,000㎡以上	<u>0.75以下</u> (ERR 25%以上)	事務所等※1 →0.60以下 (ERR 40%以上)
	事務所等・学校等・ ホテル等・百貨店等		<u>0.80以下</u> (ERR 20%以上)	
	病院等・飲食店等・ 集会所		<u>0.85以下</u> (ERR 15%以上)	
住宅	-	-	-	0.80以下 (ERR 20%以上) +強化外皮基準適合

※1 事務所のほか、学校、工場等を含む。 ※2 ホテルのほか、病院、百貨店、飲食店、集会所等を含む。

問合せ先

港区環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当  
〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25  
TEL:03-3578-2564

